

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	農地に対する措置命令		
根拠法令及び条項	農地法 第42条第1項		
処分基準	☒ 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （措置命令） 第四十二条 市町村長は、第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。 【その他の基準となる法令、通知等】 ○農地法 （利用意向調査） 第三十二条 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査（以下「利用意向調査」という。）を行うものとする。 一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。） ○農地法施行令 第二十九条 法第四十二条第一項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一 農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育 二 地割れ 三 土壌の汚染		
	処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

